

**神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第22条第1項又は第2項のただし書に基づく許可に係る
神戸市建築審査会の意見を包括的に聴く取扱い**

(趣旨)

- 1 この取扱いは、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年条例第1号。以下「条例」という。）第22条第1項又第2項のただし書に基づく許可に際し、形式的審査のみによって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）の意見を聴いたものと扱う対象を包括的に定めることにより、審査会の手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 次の各号のいずれかに適合するものについては、条例第22条第1項又は第2項のただし書に基づく許可に際して、あらかじめ審査会の意見を聴き、「特に支障がない」という意見であったものと取り扱う。
- (1) 許可を受けようとする建築物（以下「申請建築物」という。）が、条例第22条第1項の規定の適用の対象となる建築物であって、建築基準法第43条第2項第二号に基づく許可に係る神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱い（以下「法第43条包括同意基準」という。）において「2 m以上接していること」を「4 m以上接していること」に読み替えて、次に掲げるいずれかの要件に適合するもの
- ① 法第43条包括同意基準におけるA-1からA-4までの区分のいずれかに適合するもの
 - ② 法第43条包括同意基準におけるB-1からB-4までの区分のいずれかに適合するもの
 - ③ 法第43条包括同意基準におけるC-1又はC-2の区分に適合するもの
- (2) 申請建築物が、条例第22条第2項の規定の適用の対象となる建築物であって、法第43条包括同意基準において「2 m以上接していること」を「6 m以上接していること」に読み替えて、次に掲げるいずれかの要件に適合するもの
- ① 法第43条包括同意基準におけるA-1からA-4までの区分のいずれかに適合するもの
 - ② 法第43条包括同意基準におけるB-1からB-4までの区分のいずれかに適合するもの
 - ③ 法第43条包括同意基準におけるC-1又はC-2の区分に適合するもの
- (3) 申請建築物が、条例第22条第1項の規定の適用の対象となる建築物であって、地上階数が2以下かつ、法第43条包括同意基準において「2 m以上接していること」を「4 m以上接していること」に読み替えて、C-3の区分に適合するもの

(審査会への報告)

- 3 市長は、2の規定により条例第22条第1項又は第2項のただし書に基づく許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

- 平成20年7月1日から施行する。
- 令和元年7月1日から施行する。
- 令和6年7月1日から施行する。